

62号。以下「技術基準省令」と呼ぶ)を取り上げよう。同省令は、かなり頻繁に改正されたため、改正省令の適用関係に関する附則の規定振りも一様ではなく、以下の三つのパタンが見られる。

①新規制を既設原発には適用しない旨のgrandfather条項を設ける

②既設原発について、新規制の適用を一定期間猶予する

③既存原発について、特段言及しない

例えば、昭和45年省令第82号を見ると、この改正によって、原発の圧力容器に「監視試験片」を収納しなければならなくなった。中性子照射による圧力容器内壁の脆化がどの程度進行しているか(あるいは将来進行するか)を評価するためであろう。問題は、附則の次の規定である。

この省令の適用の日〔昭和45年7月20日〕の前日までに施設し、または施設に着手した原子炉施設については、なお従前の例による。

この改正省令の場合、施行日(昭和45年9月3日)と「適用日」なるものが書き分けられていて厄介であるが、この点にはこだわらなくていい。そこでこの規定を読むと、「施設する」とは奇妙な日本語であるが、要するに、作るとか設けるといった意味であろうから、建設済みあるいは建設中の原発については、この改正省令は適用されなかったと解される。「適用日」現在、日本原電の東海原発、敦賀1号機がすでに稼働中であり、東電の福島第一1号機、関電の美浜1号機が運開を間近に控え、さらに相当数が建設中であったが、これらの原発には、監視試験片の収納が、この改正省令によっては義務づけられなかったことになる。

上記の昭和45年改正を含め、①や②が、新規制を導入する改正の際に多いことはいまでもない。例えば、蒸気発生器の安全弁についての要求事項を追加した昭和55年省令第57号は、上記①に属する。また、時間的には前後するが、昭和50年省令第122号では、「原子炉冷却材圧力バウンダリ」という重要な概念が定義されるとともに、廃棄物処理設備などについて新規制が導入されたが、「公布の日の前日までに施設し、又は施設に着手した電気工作物」については、その一部の適用が1年ないし2年猶予された。

他方、③は、他の法令の改正に伴う単なる「供連れ」の改正や、字句の技術的な読替えのための改正などの際に多いが、新規制を導入する改正であっても、これに属する例が散見される。例えば、急傾斜地の崩壊の防止を要求した昭和44年省令第79号は、附則において単に「公布の日から施行する」と定められたに止まる。緊急時対策所の設置を求めた昭和59年省令第54号や、「3・11」以降では、津波に対する防護措置を求めた平成23年省令第53号も同様である。改正省令の附則に上記①・②に類する文言が見当たらず、既存原発に関する言及がない以上、これらの改正による要求事項は、既存原発にも適用されたと解するほかならう。

以上に述べたように、バックフィットは、原子力規制の世界でも、いわゆる「3・11」以前から存在していたことになるが、その実効性を確保するための法的スキームが存在していなかったのだ、という認識があるのかも知れない。しかし、原発のような極めつけの巨大リスク施設については当然のことながら、現行炉規法43条の3の23と同趣旨の規定が制定当初から存在した。半世紀余にわたる途中経過を一切省いて、「3・11」直前の規定振りを示せば、次のようである。

第36条① 主務大臣……は、原子炉施設の性能が第29条第2項の技術上の基準に適合していないと認めるとき、又は原子炉施設の保全、原子炉の運転若しくは核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が前条第1項の規定に基づく主務省令……の規定に違反していると認めるときは、原子炉設置者……に対し、原子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

② (略)

上記規定にいう「第29条第2項の技術上の基準」を定める役割を実質的に担っていたのが技術基準省令であったと考えられる。同省令はもともと、炉規法ではなく電事法の系統に属する法令であるが、電気事業者には原発を同規則に定める基準に適合するよう維持することが義務づけられ、適合していない場合には、技術基準適合命令が発出され得る(39条、

40条)。実効性を確保するための法的スキームも存在していたといえよう。

原子力規制委員会設置法附則によって炉規法が大改正され、改正炉規法に基づいて正規の法規命令たる設置許可基準規則・技術基準規則が制定された。両規則はいずれも、「特定重大事故等対処施設」などを除いて既存原発にも即時に適用される構成となっていたし、重大事故等対処施設の多くは、設備の新設や、既存設備の大改修を伴うものであっただけに、空前の規模のバックフィットを断行するものではあったことは間違いない。しかし、全規定がバックフィットされた（という動詞的用法があるのかどうか知らないが）というのであれば、技術基準省令もそうであった。同省令の制定当初の附則は、「この省令は、電気事業法（昭和39年法律第170号）の施

行の日（昭和40年7月1日）から施行する」と規定するだけで、そこに、建設中の原発には適用しないとか、適用を猶予するとかいった文言は見当たらない。同省令は、「原子力を原動力として電気を発生するために施設する電気工作物」に適用される（1条）のであるが、その施行日当時、営業運転中の発電用原子炉はいまだ存在しなかったものの、東海原発が送電を始めつつあったから、施行日をもって東海原発に全面的に適用されるに至ったと見るほかなかるう。

結局バックフィットされるか否かは、新規制を導入する法令の附則の書きよう次第というのが、私の得た、閑人らしく益体もない結論である。

（あんねん・じゅんじ＝中央大学法科大学院教授）

国際原子力法スクール（International School of Nuclear Law: I S N L）2019参加等報告

研究員 井熊 良
研究員 井上 大樹

1. はじめに

2019年8月26日から9月6日までの2週間にわたって、フランス・モンペリエにて、OECD/NEA（経済協力開発機構／原子力機関）による国際原子力法スクール（I S N L）が開催され、当研究所から我々2名が参加した。また、9月9日にはOECD/NEA及び海外電力調査会欧州事務所を訪問した。以下にその概要を報告する。

2. 国際原子力法スクールについて

(1) スクールの概要

国際原子力法スクールは、原子力の平和利用に関連する法について、国際的視点から包括的、集中的に学ぶ場として、OECD/NEAとモンペリエ第一大学が2001年から共催しているもので、本年が19回目になる。対象者は、原子力に関連する政府機関、民間、法曹界等の若手であり、33か国から63名の参加者が出席した。講師陣には、IAEA、OECD/NEAなどの国際機関、各国の原子力規制機関、事業者などから原子力の各分野の専門家が招かれ、

原子力に関して幅広い内容をテーマとする教育プログラムが組まれた。

(2) カリキュラムと進め方

カリキュラムは、原子力安全（Safety）、核セキュリティ（Security）、核不拡散・保障措置（Safeguards）の3Sを軸とし、原子力法制の枠組を国際的な視野から網羅する内容で、国内の原子力法制との関連性を確認できる良い機会にもなった。合計10日間にわたるカリキュラムの概要は、以下のとおりである。

- 第1日 原子力法序論
- 第2日 核燃料サイクル、放射線防護
- 第3日 原子力安全、規制とライセンス
- 第4日 環境保護、放射性廃棄物管理
- 第5日 廃止措置、廃棄物等合同条約
- 第6日 輸送、核セキュリティ
- 第7日 核不拡散、保障措置
- 第8日 責任と補償、保険
- 第9日 国際取引、原子力プロジェクトの進展
- 第10日 原子力法の現在の課題



(I S N Lにて) 講義の様子

カリキュラムは、講師による講義、パネルディスカッション、グループディスカッション等によって構成される。講義においては、受講者からの質問や意見が相次ぎ、活発な議論が行われた。

グループディスカッションにおいては、「原子力損害における民事責任」や「廃棄物等合同条約の改正提案」等をテーマに、他の受講者と討議を行った。受講者によって考え方は多種多様であり、ディスカッション毎に様々な意見が出され、カリキュラム外の時間を利用して活発な議論が行われた。

なお、このスクールでは、受講者同士の人脈形成も重要視されており、講義後や休日には、懇親パーティーや観光ツアー等のイベントも開催され、我々も多数の参加者と交流した。他の参加者から日本の原子力発電所の稼働状況等について質問を受けることもあり、日本への関心は高いようであった。



(I S N Lにて) 参加者全員での記念撮影

3. OECD/NEA及び海外電力調査会の訪問

スクールの全カリキュラム終了後、パリに事務所を構えるOECD/NEA及び海外電力調査会欧州事務所を訪問し、意見交換を行った。OECD/NEAでは、管理計画担当次長室谷様、齋藤様、東原様、後藤様にご対応いただき、OECD/NEAの活動状況を詳細に伺った。

また、海外電力調査会では、後藤様、香川様にご対応いただき、欧州電気事業制度の最近の動向について説明を受けた他、欧州各国の気候変動対策や原子力発電所の現状等を詳細に伺った。



(海外電力調査会欧州事務所にて)

左から後藤様、香川様、井上研究員、井熊研究員

4. おわりに

今回の海外出張を通じて、国際的な視野から原子力をめぐる法的論点に触れることができ、原子力の平和利用に携わる世界各国の実務者と交流を深められたことは、国内では得難い非常に貴重な経験であった。今回の学びや経験を今後の研究に活かしていきたい。

最後に、今回の出張に際してご多忙の中、ご尽力いただいた多数の方々に、この場を借りて深く感謝を申し上げます。

研究班の動き

(8・9月)

再生可能エネルギー導入拡大の法的論点検討班

9月24日の第5回研究会では、電力中央研究所社会経済研究所副研究参事の丸山真弘様（オブザーバー）より「電力の供給に関する電気事業者の法律関係」というテーマでご報告をいただいた。

電力小売全面自由化後の発電事業者、一般送配電事業者及び小売電気事業者の間の契約関係について、計画値同時同量、インバランス、balancingグループ等の制度を踏まえて概観し、FIT電源におけるインバランス特例についてもご説明いただいた。これらの中で特に接続供給や発電量調整供給について、電気事業法上の定義と照らし合わせながら、どのような仕組みになっているのか議論した。

公益事業規制と競争政策の法的論点検討班

9月27日の第3回研究会では、若林研究委員より「米国携帯通信市場における合併事案の検討～T-Mobile・Sprint合併事案～」というテーマでご報告をいただいた。米国通信事業において、シェア3位のT-Mobileと4位のSprintの合併事案に対し、司法省が7月末に反トラスト法に違反するとして提訴した件について、司法省の主張や、同意判決案についてご解説いただいた。周波数市場の考え方や、州に

よる提訴、問題解消措置のあり方等について議論した。

原子力の安全性に係る法的論点検討班

8月28日の第3回研究会では、原子力損害賠償・廃炉等支援機構参与の豊永晋輔様（オブザーバー）より「原子力のリスクについて 原子力安全と民事差止め」というテーマでご報告をいただいた。

安全と民事差止めという二つの場面において原子力のリスクが論じられるとき、それぞれで想定されているエンドポイントが、個々人の利益なのか、公衆の利益なのか、といった考察についての報告が行われ、行政訴訟と民事訴訟における原告適格や審理対象の相違の観点などから議論した。

9月20日の第4回研究会では、筑紫研究委員より「アメリカの原子力安全規制と裁量審査—不確実性の問題を中心に」というテーマでご報告をいただいた。

原子力の安全規制の分野における裁量審査に係るアメリカの判例を題材として、行政裁量に対する司法審査の考え方や専門家の意見の反映のあり方、及びそこから得られる示唆に基づいて日本の「火山ガイド」の合理性に関する考察をご解説いただいた。

所員の異動

所員の異動がありましたので、お知らせいたします。

(就任) 研究部付

豊永 晋輔

大知法律事務所弁護士

(9月1日付)

(研究員異動)

(転出)

高橋 一正 東北電力株式会社
 ビジネスサポート本部
 総務部（防災・危機管理）へ
 （7月1日付）

(転入)

阿部 桜子 東北電力株式会社
 送配電カンパニー新潟支社
 総務広報より
 （7月1日付）

マンスリー・トピック	(8・9月)
-------------------	--------

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 8月7日 監視等委員会，卸供給の在り方について，旧一電に自主的取組を要請 ・ 8月28日 東京電力HD，中部電力，日立製作所，東芝の4社，沸騰水型軽水炉（BWR）事業の共同化で基本合意 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 9月17日 電力先物取引開始，初日の売買高は低調 ・ 9月19日 ポストFITの検討開始，「FIT」導入の方針 |
|---|--|

新着図書案内	(8・9月)
---------------	--------

書 名	著 者	出 版 社
原発事故被害回復の法と政策	淡路 剛久 監修 吉村 良一，下山 憲治，大坂 恵里， 除本 理史 編	日本評論社
環境法研究 第9号	大塚 直 編	信山社

日本エネルギー法研究所月報（隔月発行）

2019.10.31 Vol.260

編集発行 〒141-0031 東京都品川区西五反田七丁目9番2号 KDX五反田ビル8F 電 話 03-6420-0902 (代) URL http://www.jeli.gr.jp/ e-mail contact-jeli@jeli.gr.jp 印 刷 株式会社 吉田コンピュータサービス	日本エネルギー法研究所 月報編集委員会
--	---------------------

本書の内容を他誌等に掲載する場合には，日本エネルギー法研究所にご連絡ください。